【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成28年2月29日

【会社名】 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

【英訳名】 J ESCOM HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 嶺井 武則

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂六丁目15番11号

【電話番号】 03-5114-0761

【事務連絡者氏名】 業務管理統括本部 課長 丸山 博之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂六丁目15番11号

【電話番号】 03-5114-0761

【事務連絡者氏名】 業務管理統括本部 課長 丸山 博之

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

株式 300,007,500円 新株予約権 1,341,210円

新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

201,346,210円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及 び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株 予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際し て払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少しま

す。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(市京初中中区日本塔伯町 2 至 1

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,529,500株	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない提出会社に おいて標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1.新規発行株式(以下「本新株式」という。)の発行は、平成28年2月29日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,529,500株	300,007,500	150,003,750
一般募集	-	-	-
計 (総発行株式)	3,529,500株	300,007,500	150,003,750

- (注)1.第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は150,003,750円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
85	42.5	100株	平成28年3月24日(木)	-	平成28年3月24日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上増加する資本金の額であります。
 - 3.本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本株式に係る割当は行われないこととなります。
 - 4.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を 締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものといたします。

(3)【申込取扱場所】

	,
店名	所在地
ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 業務管理統括本部	東京都港区赤坂六丁目15番11号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地	
株式会社三菱東京UFJ銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂三丁目2番6号	

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券(第7回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	23,530個(新株予約権1個につき目的となる株式数は100株)	
発行価額の総額	1,341,210円	
発行価格	新株予約権1個につき57円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.57円)	
申込手数料	該当事項はありません。	
申込単位	1個	
申込期間 平成28年3月24日(木)		
申込証拠金 該当事項はありません。		
申込取扱場所 単込取扱場所 東京都港区赤坂六丁目15番11号		
払込期日 平成28年3月24日(木)		
割当日	平成28年 3 月24日 (木)	
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 赤坂支店	

- (注) 1.ジェイ・エスコムホールディングス株式会社第7回新株予約権証券(以下「本新株予約権」という。)の発行は、平成28年2月29日(月)開催の取締役会決議によります。
 - 2.申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものといたします。
 - 3.有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
 - 4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものといたします。
 - 5.振替機関の名称及び住所

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

(2)【新株予約権の	内容等】
新株予約権の目的となる	当社普通株式
株式の種類	完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式である。
	なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる 株式の株	1.本新株予約権の目的である株式の総数は2,353,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2号及び第3号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2.当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額(「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
	調整前割当株式数×調整前行使価額 調整後割当株式数 = 調整後行使価額 調整後行使価額
	3.調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
	4.割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払 込金額	1.本新株予約権の行使に際して出資される財産の額 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に 割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上
	げるものとする。 (2)本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、金85円とする。但し、行使価額は第 2 項の規定に従って調整されるものとする。 2 . 行使価額の調整
	(1)当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済 普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算 式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
	大くの下、 打皮間額調整式 という。
	(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
	本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の

翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用 する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本号 ないし の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日 以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本 号 ないし にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

調整前行使価額 - 調整後行使価額)×期間内に交付された普通株式

株式数 =

調整後行使価額

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位 を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社が保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が保有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生等により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行 使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必 要があるとき。

	(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、
	本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整
	後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第
	(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない
	場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により 2	201,346,210円
株式を発行する場合の株	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約
式の発行価額の総額	権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際
	して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により	1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
┃ ┃株式を発行する場合の株┃	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、行使請求に係る各
式の発行価格及び資本組	本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約
入額	権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の
,	株式の数で除した金額とする。
.	2 . 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
'	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額
	は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1
	の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とす
	る。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準
A-C 1 - 7 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	備金の額とする。
	平成28年3月24日(本新株予約権の払込み完了以降)から平成30年3月23日までとする。但
	し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の
l I	全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日まで
(とする。
新株予約権の行使請求の	1.本新株予約権の行使請求場所
受付場所、取次場所及び	ジェイ・エスコムホールディングス株式会社 業務管理統括本部
払込取扱場所 2	2 . 新株予約権の行使請求取次場所
	該当事項はありません。
	3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所
	株式会社三菱東京UFJ銀行 赤坂支店
新株予約権の行使の条件	各新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の「2	本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取
事由及び取得の条件	引日連続して、当該各取引日に適用のある行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金
	額」欄第1項第(2)号に定める行使価額とする。但し、行使価額が別記「新株予約権の行使
	時の払込金額」欄第2項によって調整された場合は調整後行使価額とする。)の180%を超
l I	えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、本項において「取得日」とい
	う。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得
1	日において本新株予約権1個につき金57円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又
	は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選そ
l I	の他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
	平利休予制権の議長にプロでは、ヨ社取締役会の承認を委するものとする。
る事項	****\=*\\\=\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
	該当事項はありません。
	当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換
I . I .	又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成
	行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」とい
l I	う。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる
t	株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交
	付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
1	交付する再編成対象会社の新株予約権の数
1	交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

新株予約権を行使することのできる期間

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の 開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の 行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」 欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資 本準備金」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)1.本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の 行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取 次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- 2.本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。
- 3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

4.株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。

5 . 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- 6. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3)【新株予約権証券の引受け】 該当事項はありません。

5【新株発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額(円)	
501,353,710	5,750,000	495,603,710	

- (注) 1.調達額の総額は、本新株式の払込金額の総額(300,007,500円)に、本新株予約権の発行価額の総額 (1,341,210円)と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額(200,005,000円)を合算した金額で あります。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税及び司法書士報酬1,200,000円、株式事務代行手数料450,000円、 株式上場手数料500,000円、新株予約権価値算定費用2,400,000円及び割当予定先に対するバックグラウンド 調査費1,200,000円を予定しております。
 - 4. 本新株予約権につきましては、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株 予約権証券を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

当社グループは、持株会社として理美容事業、衛星放送事業、教育コンサルティング事業及び広告代理店事業等を行って参りました。平成27年5月の衛星放送事業終了を機に各事業の見直しを行い、現在は理美容事業及び教育コンサルティング事業を主な事業としております。しかしながら、継続企業の前提に関する注記にも記載の通り、営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを継続的に計上しており、平成28年3月期第3四半期において自己資本比率が9.9%となっております。そこで、早急に財政状態を安定させ、継続的に営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を確立することで、当該注記を解消することが重要な課題であることを認識しております。

このような課題に対処するため、当社グループにおいて新たな自社商品を展開し、また現在の主要事業であ る理美容事業を立て直すために、一からブランド構築をするのではなく、既に知名度のあるブランドを取得す ることを検討いたしました。当然、当社グループ内で新たなブランドを構築することも検討いたしましたが、 新規のブランドを確立するための市場調査、認知度を高めるための広告及び全体の企画等、ブランド立ち上げ に要する費用及び時間がかなりかかる事が想定されます。そこで、当社グループの課題でもあります財政状況 の早期の黒字化が急務であるため、株式会社モール・オブ・ティーヴィー(以下、「モール・オブ・ティー ヴィー」という。)が発行している創刊14年の女性誌「Soup.」の出版事業及び現在既に当該雑誌に関連する 商標「Soup.plus+」の使用権を付与して収益を得るライセンス事業を平成27年9月より開始している株式会社 ジャック・メディア・キャピタル(以下、「ジャック・メディア・キャピタル」という。)より当該ライセン ス事業を譲受けることとしました。当社グループは、当該ブランドの商標を商品種別ごとに分類したものを他 社に付与する事で、他業種においてもライセンス事業を拡大し、自社において当該ブランドを使用した化粧品 の新規商品の展開を行って参ります。また、当社グループでは今回の資金調達により雑誌事業、ライセンス事 業及びそれらのブランドを利用した物販事業を新規ビジネスモデルとして実現し、既存の理美容事業におきま してもブランドを利用した商品販売を始めることで、継続して安定的に収益を計上する体制を整えて参りま す。そのためには、本件資金調達は必要であると考えており、上記各事業を相互的に関連させ、当社グループ の全体的な企業価値の向上を目指します。このことが、中長期的には既存株主の株式価値の向上に寄与するも のと考えております。

a . 本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
事業譲受費用	100	平成28年 4 月
商品開発費用及び商品	142	平成28年4月~平成30年3月
オンラインショップ及びニュースサイト運用費	52	平成28年4月~平成30年3月

- (注)1.調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座で管理いたします。
 - 2.事業譲受から関連ビジネスの運営までを一貫して行うことで相乗効果が見込まれることから、調達資金の全額を確実な調達手段である本新株式による資金調達といたしました。

事業譲受費用

当社グループは、新たな自社商品の展開を検討するに当たり知名度の高いブランドが必要と考えております。しかしながら、ブランド構築に要する時間を読むのが難しく、現状において時間の優先が先決であること、財政状況において早期の黒字化が必要であることから、当社の連結子会社である株式会社エスコム(以下、「エスコム」という。)においてモール・オブ・ティーヴィーより創刊14年で知名度のある女性誌「Soup.」に関連する出版事業を、また当該女性誌に関連する商標「Soup.plus+」を保有するジャック・メディア・キャピタルより、当該商標を全国のアパレル店や現在展開準備をしている眼鏡店に対して付与することで収益を得るライセンス事業を合わせて概算100百万円で譲受け、両事業に関連するブランドで新規商品を展開するとともに、譲受事業を総合的に展開して参ります。

なお、事業に関連する取引先を承継するため譲受ける資産および負債として、モール・オブ・ティーヴィーにつきましては、流動資産の内訳は売掛金及び前渡金等(36百万円)、流動負債の内訳は買掛金(16百万円)であり、ジャック・メディア・キャピタルにつきましては、流動資産の内訳は前渡金(0百万円)、流動負債の内訳は前受金(1百万円)であります。

商品開発費用及び商品

エスコムにおいて、譲受けた「Soup.plus+」ブランドを使用した化粧品を当社子会社である株式会社ウエルネス(以下、「ウエルネス」という。)の取引先メーカー等の協力を仰いで開発し、当該商品を当社の主要事業である理美容事業を担当しているウエルネス及び新しい販路を通じて販売して参ります。なお、商品開発費用及び商品として概算142百万円を予定しております。

オンラインショップ及びニュースサイト運用費

エスコムにおいて、女性誌「Soup.」掲載商品、ライセンス事業において商標「Soup.plus+」をライセンス付与している企業の取扱商品及び同じく「Soup.plus+」プランドの自社化粧品等を販売するオンラインショップ及び女性誌「Soup.」の情報を含むファッション情報を中心に配信するニュースサイトも開設する予定です。両サイトを合わせて概算52百万円の費用を予定しております。

b. 本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
事業取得費用	100	平成29年10月~平成30年1月
商品開発費用及び商品	70	平成29年10月~平成30年3月
運転資金	30	平成29年10月~平成30年3月

- (注) 1.調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座で管理いたします。
 - 2.調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額(200百万円)につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権が消却した場合には、当初の計画通りに資金調達できない可能性があります。資金調達できない場合は、再度の増資等の検討により充当又は中止・規模縮小等により対応する予定であります。
 - 3.上記の資金使途につきましては、上記記載の本新株式の発行による資金調達において譲受ける女性誌「Soup.」の出版事業以外に、知名度のある女性誌の出版事業及び店舗運営や芸能関連等の出版関連事業の取得を下記記載の通り検討しており、当該事業取得計画の進捗により当該計画の規模や時期の変更、停止及び中止が比較的可能であるため、本新株式による資金調達方法ではなく本新株予約権による資金調達が最適と判断いたしました。また、実際の支出予定時期につきましては、上記事業取得計画の進捗に合わせて本新株予約権を行使するよう努力する旨割当予定先が表明しているため、当該事業取得計画の進捗と合わせて、当該割当予定先と本新株予約権の行使時期を協議の上、決定する予定です。

事業取得費用

当社グループは、安定的に営業黒字及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上し、継続企業の前提に関する注記を解消するために上記新株式による資金調達での事業譲受けによる事業展開をさらに拡大していく必要性があると考えております。そこで、エスコムにおいて、今後女性誌「Soup.」以外の知名度のある雑誌に関連する事業を取得し、「Soup.」及び「Soup.plus+」と同様に当該雑誌の出版事業、当該雑誌のブランドを利用したライセンス事業及び物販事業を行うことを検討しております。現在取得する知名度のある雑誌につきましては情報伝達速度や理美容事業との関連性を踏まえ女性誌を検討しております。なお、現在取得候補の有名雑誌について検討を行っておりますが、当該雑誌の発行部数及び当該雑誌の関連事業並びにライセンス事業及び物販事業との関連性を検討した結果、雑誌「Soup.」及び商標「Soup.plus+」を付与するライセンス事業と同等の事業価値が見込めることから、当該雑誌の取得費用として概算100百万円を予定しております。

商品開発費用及び商品

エスコムにおいて、取得した雑誌ブランドを使用する商品開発をウエルネスの取引先メーカー等の協力を仰いで進め、上記「Soup.plus+」ブランドとして開発した商品と同様に自社商品を製造及び販売し展開する予定です。現状におきましては化粧品の開発を想定しておりますが、上記「Soup.plus+」ブランドにおけるライセンス事業及び物販事業の進捗次第では、化粧品以外の商品の取扱いも行う可能性があります。なお、上記記載の通り事業の取得候補として女性誌を検討しており、「Soup.plus+」ブランドとして開発する商品を念頭において算定した結果、商品開発及び保有する商品の費用として概算70百万円を予定しております。

運転資金

エスコムにおいて、取得した雑誌プランドに関連する雑誌事業、ライセンス事業及び物販事業を行っていくに当たり、上記「Soup.」及び「Soup.plus+」プランドに関連する事業を拡大する必要があるため、国内に限らず販路を開拓するためのオンラインショップの開設等を中心に算定した結果、当該費用として概算30百万円を予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1)丁 廣鎭

a . 割当予定先の概要			
氏名		丁 廣鎭	
住所		神奈川県横浜市中区	
	勤務先の名称	株式会社ジャック	
職業の内容	所在地	東京都港区赤坂六丁目15番11号	
	事業の概要	ファイナンス業務及びアドバイザリー業務等	
b . 提出者と割			
出資関係		同氏が普通株式の90%以上を保有する株主である株式会社ジャックは、当社普通株式675,200株(本第三者割当増資実施前の保有割合11.03%、議決権比率11.04%)を保有している当社の筆頭株主及び主要株主であります。また、同氏は、当社第6回新株予約権3,483個(348,300株)を保有しております。	
人事関係		同氏は平成22年6月25日まで当社代表取締役会長兼社長に就任しておりま した。	
資金関係		該当事項はありません。	
技術又は取引関係		当社と株式会社ジャックとの間で以下の契約を締結しております。 ・業務委託契約 締結日 : 平成24年11月1日 契約内容: 同社及び関連企業に対する株主総会等総務業務の補助 ・賃貸借契約 締結日 : 平成27年3月20日 契約内容: 当社本店所在地ビルの賃貸借 また、同氏は当社の関連当事者に該当いたします。	

^{*} 丁廣鎭氏は、このたび商標「Soup.plus+」の付与により報酬を得るライセンス事業を譲渡する株式会社ジャック・メディア・キャピタルの代表取締役であります。なお、当社と同社の間に当該事業譲受以外の直接的な関係はございません。

(2) 株式会社明日クリエイト

a . 割当予定先の概要				
名称	株式会社明日クリエイト			
本店の所在地	福岡県福岡市中央区港一丁目 9 番10号			
代表者の役職及び氏名	代表取締役 松嶋 由里子			
資本金	1 百万円			
事業内容	資産管理及び経営コンサルティング			
主たる出資者及び出資比率	妹尾 勲 100.00%			
b.提出者と割当予定先との間の関係				
出資関係	該当事項はありません。			
人事関係	該当事項はありません。			
資金関係	該当事項はありません。			
技術又は取引関係	該当事項はありません。			

c . 割当予定先の選定理由

丁 廣鎭氏

丁廣鎭氏は、当社の筆頭株主及び主要株主である株式会社ジャックの代表取締役であり、投資銀行を経てファイナンス業務及びアドバイザリー業務等を含めた投資業務を長年手がけております。また同氏は、数年間に渡り当社の安定株主の代表取締役としての信頼もあり、現在まで当社グループの経営に介入する意思や言動もなく、当社グループに対して非常に協力的です。そこで、このたび当社グループの企業価値を上げる目的で、当社連結子会社において事業譲受を行い、当社の新規事業の展開を検討するにあたり、商標「Soup.plus+」を付与するライセンス事業を営むジャック・メディア・キャピタルが全国展開しているアパレル店とライセンス契約を締結したことを起点として新しいビジネスモデルの具体性を検証し始めた平成27年12月頃より、新規事業の要となる商標「Soup.plus+」を付与するライセンス事業を行っているジャック・メディア・キャピタルの代表取締役である同氏に対して当該事業の譲受に関して面談を申し入れた結果、当社グループの将来性、新しいライセンスビジネスの展開に関して賛同をいただき、当該事業の譲受けについてご了承いただきました。更に同氏からは、新規ビジネスモデルを進めるに当たり豊富な事業経験からアドバイスもいただき、当社グループの抱える課題を克服すべくご協力をいただける旨も得られたため、当社グループの企業価値向上につながると判断し、同氏を割当予定先として選定し、本件第三者割当増資の引受について要請しております。

株式会社明日クリエイト

株式会社明日クリエイトは、当社グループに対して女性誌「Soup.」に関する事業の一部事業譲渡を行うモール・オブ・ティーヴィーの筆頭株主及び主要株主であり、事業の一部譲受等に関して事業譲渡会社の出版事業についても熟知されております。このたびの当該事業に関して理解のある同社に対して事業の一部譲受に関して面談を申し入れたところ、雑誌出版に関する将来性及び雑誌ブランドを利用してのライセンスビジネスの展開にも理解を示され、それらを含む事業全般の将来性についても賛成の意を示しております。また、当社グループの財政状況、資金需要、資金調達時期などについてもご理解を頂ける割当予定先であること、また経営には興味がないことを確認できたことから同社を割当予定先として選定し、本件第三者割当の引受について要請しております。

d.割り当てようとする株式の数

名称	株式数			
丁廣鎭	新株式	2,353,000株		
	新株予約権	23,530個 (その目的となる株式数 2,353,000株)		
株式会社明日クリエイト	新株式	1,176,500株		
△ ≒1	新株式	3,529,500株		
合計	新株予約権	23,530個(その目的となる株式数 2,353,000株)		

e . 株券等の保有方針

丁 廣鎭氏

当社は、割当予定先である丁廣鎭氏と当社の間において、本株式及び本新株予約権の行使により取得した当社株式について継続保有に関する取り決めはございません。また同氏は、当社に対して当社グループの企業価値向上を図ることを目的に取得していることから長期的な視点で保有しますが、経営に介入せず、支配株主となる意思がないことから、支配株主とならないように可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の一部を売却していく方針であることを口頭で表明しております。

なお当社は同氏より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること 及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

株式会社明日クリエイト

当社は、割当予定先である株式会社明日クリエイトとの間において、当社株式の継続保有に関する取り決めは ございません。また同社は、当社に対して今回取得する当社株式の保有方針は純投資であること及び可能な限り 市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していく方針であることを口頭で表明しております。

なお当社は同社より、本第三者割当増資の払込期日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること 及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f.払込みに要する資金等の状況

丁廣鎭氏

当社は、割当予定先である丁廣鎭氏が、本新株式及び本新株予約権に必要な自己資金を有していることを預金通帳の写し及び本人へのヒアリングで確認しており、また自己資金に追加して、本第三者割当増資に当たり同氏が代表取締役を努める株式会社ジャック・インベストメントを経由して銀行借り入れにより資金を調達しております。なお、本新株式の募集に関する払込みに株式会社ジャック・インベストメントを経由した借入金を、本新株予約権の募集に関する払込み及び本新株予約権の行使に関する払込みに自己資金の使用を予定している旨説明を受けております。

株式会社明日クリエイト

当社は、割当予定先である明日クリエイトが本新株式に必要な資金を株主である妹尾勲氏より調達していることを預金通帳の写し及び同社へのヒアリングで確認しております。

g . 割当予定先の実態

当社は割当予定先、関連する法人及び割当予定先の法人の代表者が反社会的勢力の影響を受けている事実及び犯 罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったことを当事者へのヒアリング、過去の新聞記事、WEB等の メディア掲載情報の検索等により確認いたしております。また、上記とは別に、割当予定先が反社会的勢力の影響 を受けているか否か、並びに犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象となっているかに否かにつ いて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社」Pリサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区虎ノ門 3-7-12、代表者:代表取締役 古野啓介)に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先及び割当予定先の法 人の代表者についてのいずれについても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、過去から 現在において違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、またコンプライアンスリスクの観点から 重大な問題点等も確認されませんでした。しかしながら、具体的な事実は確認されていないものの、「割当予定先 の関連企業(以下「当該関連企業」という。)の取締役1名(以下「当該取締役」という。)に関して、『当該取 締役が過去に当社と関係のない企業(以下「当該企業」という。)の取締役に就任していた際に、 部から代表取締役に就任した人物が、過去に一部上場企業において無謀な資金調達や不適切な買収を行い同一部上 場企業を事実上倒産させたとされているところ、当該人物を当該企業に紹介したのが当該取締役ではないかと言わ 当該企業の別の取締役が反社会的勢力の親族である』という伝聞情報があり、これらの情報を裏付け る具体的な事実は公開情報の範囲内では確認されていないが、当該取締役が反市場的勢力、反社会的勢力とつな がっている恐れがある」旨との報告(以下「本件報告」という。)を得ております。当社は、本件報告の内容を当 該取締役へ確認したところ、上記 の情報における「紹介」の事実など無く、また の情報については全く知ら ず、反市場的勢力・反社会的勢力(以下「反社会勢力等」という。)との関係も無い旨明確に表明されておりま す。当社は、当該取締役の上記表明内容の客観性を担保するため、本件第三者割当において当社と利害関係のない 弁護士に対し、本件報告について株式会社JPリサーチ&コンサルティングに対する確認依頼をしました。当該弁 護士が、同社に対して本件報告の情報源について聴取を行った結果、本件報告に含まれる伝聞情報自体の存在を確 認したものの、その伝聞情報自体の信用性は高くない旨の意見書を取得しました。この結果、当社は、いずれの情 報も具体的な根拠の無い伝聞情報であり、かつ、当該取締役が否定するあるいは認識していない情報である上、割 当予定先と上記 ・ の情報はいずれも関係のない事実であることから、割当予定先に反社会的勢力との関わりは ないと判断いたしました(なお、当該取締役は一身上の都合により、平成28年2月24日をもって、当該関連企業の 取締役を辞任しております)。なお、当社は、割当予定先につき、反社会的勢力と関係が無いことを示す確認書を 東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

a . 新株式

本新株式の発行価額は、本株式に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年2月26日)の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値94円を参考に85円(ディスカウント率9.57%)といたしました。上記払込金額は、日本証券業協会「第三者割当増資」の取り扱いに関する指針」(平成22年4月1日)(以下「日証協指針」といいう。)によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近営業日の価格)を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価格のディスカウント率につきましては、当社が前期まで4期連続の連結当期純損失を計上していること等の経営状況を勘案し、割当予定先と協議いたしました。その結果、当社グループの経営状況から割当予定先に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の利益を考慮するため、日証協指針を参考に上記のディスカウント率を決定いたしました。

なお、当該発行価格は取締役会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値89円に対する乖離率は4.49%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値95円に対する乖離率は10.53%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値102円に対する乖離率は16.67%のディスカウントとなっております。

当社といたしましては、上記払込金額は日証協指針に照らしても、合理的で有利発行に当たらないと判断しており、上記取締役会に出席した社外監査役の美濃部健司氏及び御子柴健治氏より、当社経営状況が良好とは言えない中で一定のディスカウントをすることはやむを得ないこと及び上記発行価格は当社株式の価値を表す客観的な値である市場価値を基準とし、日証協指針にも準拠したものであることから、上記払込金額は、割当予定先に特に有利なものではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

b . 本新株予約権

当社は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(住所:東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表者:代表取締役 野口真人)に対し、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を依頼し、同社が本新株予約権の公正価値を算定した評価書の結果(1個あたり約57円)を参考に、当社の業績動向、財政状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を57円(1株当たり0.57円)といたしました。

当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、基準と

なる当社の株価(94円)、行使価額(85円)、普通株配当(0円)、行使期間(2年)、無リスクレート(-0.223%)、当社普通株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ57.89%)、発行会社の行動(基本的に割当 先の権利行使を待つものとする。取得条項(コール・オプション)については、株価が20取引日連続して行使価 格の180%以上になった場合残存する新株予約権を2週間後に取得するものとする。)及び割当予定先の行動 (割当先は随時権利行使を行うものとする。但し、一度に行う権利行使の数は、1回当たり409個(40,900株) とし、行使して得た株式は一定量(約40,900株/日:1日当たり平均売買出来高の約10%)ずつ売却するものと し、全てを売却した後、次の権利行使を行うものとする。)など一定の前提を置き、評価を実施しております。 当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はな く、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、 本新株予約権1個の払込金額を金57円(1株当たり0.57円)といたしました。また、本新株予約権の行使価額 は、当社の業績動向、財政動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月 間の終値平均株価等)を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行 使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、本新株式の発行 価額と同額に当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成28年2月26日)の株式会社東京証券取引所JA SDAQスタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値を参考に85円(ディスカウント率9.57%)と いたしました。ディスカウント率を9.57%とした理由は、本新株式の発行と同様に当社が前期まで4期連続の連 結当期純損失を計上していること等の経営状況を勘案し、割当予定先と協議いたしました。その結果、割当予定 先に対しては一定のディスカウントをせざるを得ないと判断したためであります。なお、当該発行価格は取締役 会決議日の直前営業日から1ヶ月遡った期間の終値の単純平均値89円に対する乖離率は4.49%のディスカウン ト、直前営業日から3ヶ月遡った期間の終値の単純平均値95円に対する乖離率は10.53%のディスカウント、直 前営業日から6ヶ月遡った期間の終値の単純平均値102円に対する乖離率は16.67%のディスカウントとなってお ります。また、上記取締役会に出席した社外監査役の美濃部健司氏及び御子柴健治氏は、払込金額の算定にあた り、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングが公 正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動 性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカル

ロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることにより、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。また、行使価額についても、当社経営状況が良好とは言えない中で一定のディスカウントをすることはやむを得ないこと及び当社株式の価値を表す客観的な値である市場価値を基準としていることから、行使価額に対する会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式により発行される株式数は3,529,500株及び本新株予約権の行使により発行される株式2,353,000株の合計5,882,500株は、平成28年2月29日現在の発行済み株式数6,119,890株の96.12%(総議決権に対して96.14%)に相当するため、当社株式の1株あたりの株式価値に大幅な希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株式及び本新株予約権の第三者割当増資による資金調達につきましては、 自己資本比率が低迷しているため財務体質の安定が必要であること。 新たに雑誌事業、ライセンス事業及び物販事業を展開するだけではなく、既存の理美容事業を立て直すことで、各事業の連携により相乗効果が生まれ収益が安定すること。

当社の財政状態及び業績での融資、また新規事業立ち上げという資金使途での融資を金融機関から取り付けることは難しい状態であること。 営業赤字を継続している業績、無配が続いている現状及び現在の市場環境等を勘案した場合、公募増資や株主割当による新株又は新株予約権に対する申込希望者が見込めないこと。 継続的に営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を構築し、継続企業の前提に関する注記を解消した場合、グループ全体の企業価値向上につながること。以上の結果、新規事業だけではなく既存の理美容事業においても本件資金調達によって全体的な事業規模を拡大させ、グループ全体の企業価値向上を行うためには当該規模の資金調達は必要であり、今後も継続して安定的に収益を計上する体制を整えることは、中長期的には既存株主の株式価値の向上に寄与するものと考えられます。

また、本新株式及び本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場にて売却していく方針ですが、当社株式の直近6ヶ月間の1日当たりの平均出来高は76,722株、直近3ヶ月の1日当たりの平均出来高は65,676株、直近1ヶ月間の1日当たりの平均出来高は91,148株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本株式及び本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数5,882,500株を本新株予約権の行使期間である2年間で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は11,765株となり、上記直近6ヶ月の1日当たり平均出来高の15.33%、直近3ヶ月の1日当たり平均出来高の17.91%、直近1ヶ月の1日当たり平均出来高の12.91%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

したがって、当社は本新株式及び本新株予約権の第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な範囲であるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行による株式数は3,529,500株(議決権の数は35,295個)であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は、2,353,000株(議決権の数は23,530個)であります。これらを合算すると、発行される株式数は5,882,500株(議決権の数は58,825個)となり、平成28年2月29日現在の当社の発行済株式数6,119,890株(議決権の数は61,186個)に対して96.12%(議決権の総数に対する割当は96.14%)となります。したがって、25%以上の希薄化が生じるため、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
丁 廣鎭	神奈川県横浜市中区	-	-	2,353,000	24.39%
株式会社明日クリエイト	福岡県福岡市中央区港一丁目 9 番10号	-	-	1,176,500	12.19%
株式会社ジャック	東京都港区赤坂六丁目15番11号	675,200	11.04%	675,200	7.00%
株式会社イー・プレイヤーズ	東京都港区赤坂六丁目15番11号	250,000	4.09%	250,000	2.59%
株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	150,000	2.45%	150,000	1.55%
大商株式会社	奈良県高市郡高取町大字観覚寺 814番5号	114,700	1.87%	114,700	1.19%
白藤 昭武 福井県南条郡南越前町		100,000	1.63%	100,000	1.04%
丁松 宏樹	大阪府大阪市東成区	80,700	1.32%	80,700	0.84%
安田 武志	岡山県岡山市南区	71,000	1.16%	71,000	0.74%
佐久間 真理	東京都港区	67,000	1.10%	67,000	0.69%
井出 雅一 福岡県宗像市		63,000	1.03%	63,000	0.65%
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		61,700	1.01%	61,700	0.64%
計	-	1,633,300	26.69%	5,162,800	53.51%

- (注)1.上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 2. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 - 3.割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成27年9月30日現在の議決権数61,186個に、本新株式3,529,500株(35,295個)を加えて算出しております。
 - 4.割当予定先である丁廣鎭氏は、上記以外に当社第6回新株予約権3,483個(348,300株)を保有しております。

(2) 本新株式の割当及び新株予約権が全部行使された後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
丁廣鎭	神奈川県横浜市中区	-	-	4,706,000	39.21%
株式会社明日クリエイト	福岡県福岡市中央区港一丁目 9 番10号	-	-	1,176,500	9.80%
株式会社ジャック	東京都港区赤坂六丁目15番11号	675,200	11.04%	675,200	5.63%
株式会社イー・プレイヤーズ	東京都港区赤坂六丁目15番11号	250,000	4.09%	250,000	2.08%
株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	150,000	2.45%	150,000	1.25%
大商株式会社	奈良県高市郡高取町大字観覚寺 814番5号	114,700	1.87%	114,700	0.96%
白藤 昭武 福井県南条郡南越前町		100,000	1.63%	100,000	0.83%
丁松 宏樹 大阪府大阪市東成区		80,700	1.32%	80,700	0.67%
安田 武志	岡山県岡山市南区	71,000	1.16%	71,000	0.59%
佐久間 真理	東京都港区	67,000	1.10%	67,000	0.56%
井出 雅一 福岡県宗像市		63,000	1.03%	63,000	0.52%
株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		61,700	1.01%	61,700	0.51%
計 -		1,633,300	26.69%	7,515,800	62.63%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 2. 平成27年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 - 3.割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成27年9月30日現在の議決権数61,186個に、本新株式3,529,500株(35,295個)及び本新株予約権の目的である株式の総数2,353,000株(23,530個)を加えて算出しております。
 - 4 . 割当予定先である丁廣鎭氏の本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針につきましては、当社に対して当社グループの企業価値向上を図ることを目的に取得していることから長期的な視点で保有しますが、当社の経営に介入せず、支配株主となる意思がないことから、支配株主とならないように可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の一部を売却していく方針であることを口頭で表明しております。
 - 5 . 割当予定先である丁廣鎭氏は、上記以外に当社第6回新株予約権3,483個(348,300株)を保有しております。
 - 6.新株予約権の割当予定先である丁廣鎭氏は「1.e.株券等の保有方針」に記載したとおり、支配株主に ならないよう可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の一部を売却する予定です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての 取締役会の判断の内容

当社グループは、持株会社として理美容事業、衛星放送事業、教育コンサルティング事業及び広告代理店事業等を行って参りました。平成27年5月の衛星放送事業終了を機に各事業の見直しを行い、現在は理美容事業及び教育コンサルティング事業を主な事業としております。

しかしながら、当初予想売上高438百万円、営業利益0百万円の見込みに対し、売上高336百万円、営業損失22百万円と平成28年3月期の通期の連結業績予想を修正しております。また、継続企業の前提に関する注記にも記載の通り、営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを継続的に計上しており、平成28年3月期第3四半期において自己資本比率が9.9%となっております。そこで、早急に財政状態を安定させ、継続的に営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を確立することで、当該注記を解消することが重要な課題であることを認識しております。

これは当社グループが主な事業としている理美容業界の業界全体全体の懸念事項とも言える顧客の理美容店又はエステサロン(以下、「理美容店等」という。)への来店頻度の減少が1つの原因と考えられます。具体的には、理美容店で使用されるシャンプー、ヘアカラー等の業務用理美容商材の販売の減少、ネット通販やディスカウントストアの台頭サロンによる専用店舗販売商品の価格破壊等による販売不振が一因として挙げられます。

当社グループではこれらの状況を克服するため、新しい試みとして理美容事業においてOEM商材の販売を推し進めて参りました。顧客である理美容店等も昨今の顧客来店頻度の低下による利益率の減少を補うため、自社の利益率の高いOEM商品の扱いに前向きであったものの、当社グループ内においてOEM商品に関する専門知識を有した従業員の減少、また新規従業員の教育にも時間がかかること等の理由から、OEM商品に係る業務の一部を外注せざるを得ないこと等から、納品スケジュールの遅延や業務の外注に伴う費用の増加となり想定しておりました売上及び利益率の確保ができておりません。そのため、当社グループでは現在の販路を利用して自社商品の開発及び発売も検討いたしましたが、商品販売を成功させるために必要なブランド、質の高い広告宣伝及び理美容店以外の販路の構築が必要と考え、これらを自社商品の事業展開で対処すべき課題と認識いたしました。

このような課題に対処するため、当社グループにおいて新たな自社商品を展開し、また現在の主要事業である理美容事業を立て直すために、一からブランド構築をするのではなく、既に一定の知名度のあるブランドを取得することを検討いたしました。当然、当社グループ内で新たなブランドを構築することも検討いたしましたが、新規のブランド構築を確立するための市場調査、認知度を高めるための広告及び全体の企画等、ブランド立ち上げに要する費用及び時間がかかることが想定されます。そこで、当社グループの課題でもあります財政状況の早期の黒字化が急務であるため、モール・オブ・ティーヴィーが発行している創刊14年の女性誌「Soup.」の出版事業及び現在既に当該雑誌に関連する商標「Soup.plus+」の使用権を付与して収益を得るライセンス事業を平成27年9月より開始しているジャック・メディア・キャピタルより当該ライセンス事業を譲受けることとしました。なお、当社は持分法適用関連会社であったモール・オブ・ティーヴィーにおいて出版事業の業績改善が遅れていることから同社株式の一部を割当て予定先である丁廣鎭氏に売却しておりますが、ジャック・メディア・キャピタルにおいて軌道に乗り始めたライセンス事業を当社グループで出版事業と同時に譲受けることが可能になったことにより雑誌単体ではなくライセンス事業及びそのブランドを利用した物販事業を行う目算が立ちました。その結果、当社グループにおいて出版事業、ライセンス事業、物販事業及び既存の理美容事業を総合的に運営することで、相乗効果を狙ったビジネスモデルの運営が可能になると判断したことから、上記株式譲渡後に本事業譲渡を行うこととしております。

当社グループは、当該ブランドの商標を商品種別ごとに分類したものを他社に付与する事で、他業種においても ライセンス事業を拡大し、さらに自社において当該ブランドを使用した化粧品の新規商品の展開を行って参ります。新規事業の詳細につきましては次に記載の通りですが、当社グループでは今回の資金調達により雑誌事業、ライセンス事業及びそれらのブランドを利用した物販事業を新規ビジネスモデルとして実現し、既存の理美容事業に おきましてもブランドを利用した商品販売を始めることで、各事業を相互的に関連させ、当社グループの全体的な企業価値の向上を目指して課題の克服をして参ります。

<新規事業の概要>

出版

モール・オブ・ティーヴィーが発行している女性誌「Soup.」を引き続き発売して参ります。なお、現状の雑誌広告売上に加え、商標「Soup.plus+」をライセンス付与している企業からの広告売上を獲得することで出版事業の収益改善を行います。

ライセンスビジネス

ジャック・メディア・キャピタルにおいて平成27年12月より全国のアパレルショップにて商標

「Soup.plus+」を使用したライセンスビジネスが展開されており、また平成28年1月には他業種である眼鏡販売店においてもライセンスの付与が決定しております。当社グループは、当該事業の譲受け後においても上記ライセンスビジネスを維持・拡大し、他の分類においてもライセンスの付与を進めて参ります。なお、当該ビジネスモデルは上記記載の通り商標「Soup.plus+」を付与するライセンス契約締結することにより、ライセンスを付与した企業から当該商標を使用した商品の収益に応じた対価を受領するビジネスモデルです。

物販

商標「Soup.plus+」のライセンス付与のうち化粧品については、当社の連結子会社であるウエルネスを含めた化粧品関連会社と協力し、新規商品の開発、製造及び販売を行います。当社グループの課題を克服するためにも、商品の基本である4P(プロダクト、プライス、プロモーション、プレイスメント)を分析し、販売方針を定めて進めて参ります。

プロダクトは理美容事業において過去に培った取引先とのパイプに加え、雑誌の読者モデルや雑誌購読者の意見を参考にし、プライスは雑誌の購買層であるターゲット顧客などから市場調査を行い、プロモーションは雑誌やイベントを利用し、プレイスメントは現状の理美容店だけでなく、一般市場を視野にいれて販路を構築して参ります。

また、物販事業と出版事業を連動させることにより、上記記載の雑誌の読者モデルや雑誌購読者に対する市場調査、SNSの利用及びイベントの開催等を商品販売を行う上でのプロモーション等に活かし、雑誌プランドを活用したネットでは得られない雑誌媒体の信用を利用した総合的なマーケットの構築を行って参る所存です。

< 資金調達方法の検討 >

当社は資金を調達するに当たり各種資金調達の方法について検討をいたしました。資金調達の方法といたしましては、金融機関からの借入、公募増資、株主割当増資及び第三者割当増資が考えられますが、下記の理由により第三者割当増資以外は資金調達方法として合理的でないと判断いたしました。

金融機関からの借入

現状の当社グループの財政状態及び業績での融資、また新規事業立ち上げという資金使途での融資を金融機関から取り付けるのは難しい状況となっております。

公募増資及び株主割当増資

当社の継続赤字の業績、無配が続いている現状及び現在の市場環境等を勘案した場合、新株又は新株予約権に対する申込希望者が見込めないことが想定されることから、必要な資金を調達できる可能性が低いと考えられます。

一方で、第三者割当増資の場合には確実に資金を調達することが可能であります。また本新株予約権の発行に当たっては大規模な希薄化が生じますが、割当予定先と協議した結果、割当予定先は株価等の市場環境を考慮した上で、当社の新たなブランドの取得計画に合わせて段階的に行使することを努力する旨口頭で表明しており、本新株式と本新株予約権の組み合わせにより、本第三者割当による株式の希薄化が資金需要の発生時期及び規模に応じて段階的に進むと期待されます。また当該資金調達により当社の収益基盤及び財務基盤が安定することによって企業価値の向上が図られ、中長期的には株主価値が高まるものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は希薄化率が96.14%となり、25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に規定される「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」又は「当該割当てに係る株主総会の決議などによる株主の意思確認」のいずれかの手続を得る必要がありますが、今回の資金調達につきましては、当社の経営計画上必要な資金であること及び臨時株主総会の開催等のコストと時間が嵩むことなどから、「経営者から一定程度の独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手」の方法を採用いたしました。当社は経営者から一定程度の独立した者として、当社の経営に関する実情を把握している当社社外取締役の関口博氏及び社外監査役の美濃部健司氏及び御子柴健治氏を選定し、事前に今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。以上の経緯を経て、発行決議日である平成28年2月29日に当社社外取締役の関口博氏及び社外監査役の美濃部健司氏及び御子柴健治氏より、「本新株式及び本新株予約権の必要性及び相当性について検討した結果、今回の本新株式及び本新株予約権の募集規模は合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見を得ております。

なお当該意見書の概要は以下の通りです。

資金調達の必要性

本新株式及び本新株予約権の発行による全体としての資金調達の必要性については、自己資本比率が低迷しているため財務体質の改善が必要であり、新規事業の展開と合わせて既存の理美容事業を立て直すことで収益を安定させ、継続的な営業利益及びプラスの営業キャッシュ・フローの計上により継続企業の前提に関する注記を解消できる体制を構築することを目的とすることについて、全体としての資金調達の必要性は及び相当性は認められる。

出版事業の譲受けに関する必要性及び事業譲受価額の相当性

貴社は、持分法適用関連会社であったモール・オブ・ティーヴィーにおいて出版事業の業績改善が遅れていることから、平成27年10月28日付で同社株式の一部を割当予定先である丁廣鎭氏に売却している。しかしながら、株式会社ジャック・メディア・キャピタルにおいて商標「Soup.plus+」を付与することにより収益を得るライセンス事業を出版事業と同時に譲受けることで、雑誌単体ではなくライセンス事業及びそのブランドを利用した物販事業を行う目算が立ち、その結果新規事業及び既存の理美容事業を総合的に運営することで、相乗効果を狙ったビジネスモデルの構築が可能だという貴社の判断について、貴社において財政状況の早期の黒字化が急務である現状を鑑みると、その相当性は認められる。また、譲渡価額は第三者機関である櫻井公認会計事務所において事業価値が算定されており様々な業種での展開が考えられる商標「Soup.plus+」を使用したライセンス事業における成長性及び最低保証収益並びに出版事業におけるライセンス事業及び物販事業との相乗効果を検討した場合の事業計画を勘案した結果、簿価純資産額及びDCF方式による現在価値により算定された譲渡価額について、その相当性は認められる。

調達方法の相当性

第三者割当増資を選択した理由については、現状の貴社の財政状態及び業績での融資、また新規事業立ち上げという資金使途での融資を金融機関から取り付けることは難しい状態であること並びに営業赤字を継続している業績、無配が続いている現状及び現在の市場環境等を勘案した場合、公募増資や株主割当による新株又は新株予約権に対する申込希望者が見込めないことから合理的な判断であると認められる。また、新株式と新株予約権を並行募集することに関しては、割当予定先との協議により、当該割当予定先は新株予約権を株価等の市場動向を考慮した上で、貴社の新たなブランドの取得計画に合わせて段階的に行使するよう努力されるため、資金調達の不確実性は残るものの、株式の希薄化が資金需要の発生時期及び規模に応じて段階的に進むことから、その相当性は認められる。

発行条件の相当性

本新株式の発行価額及び本新株予約権の行使価額については、原則として市場価格が貴社の株式価値を反映していると考えられ、直近の貴社株価に異常又は恣意的な変動があると認められないが、貴社の経営状況が良好とは言えない中で割当予定先との協議により一定のディスカウントをすることはやむ得ないため、貴社取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における終値を参考に、ディスカウント率を9.57%で設定する選択は合理的な判断であると認められる。また新株予約権の発行価額は、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングにおいて一定の条件を置いた上で、新株予約権の発行条件に従い、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定している。当該算定は、前提とする事実関係における誤りはなく、算定内容も一般的な手法であるため、当該算定結果を基礎とする発行価額は、相当なものであると認められる。

割当予定先の相当性

割当予定先である丁廣鎭氏は貴社の主要株主である株式会社ジャックの代表取締役であり、同じく割当予定先である株式会社明日クリエイトは出版事業の譲渡先であるモール・オブ・ティーヴィーの主要株主である。両者とも事業の一部譲受に伴うブランドの構築及び新規事業の展開について理解を示している。また保有方針について、丁廣鎭氏は貴社グループの企業価値向上を目的として長期保有するが、支配株主に該当しないよう市場動向に配慮しながら取得した株式の一部を売却していくことを表明しており、また株式会社明日クリエイトは純投資を目的として株式の長期保有又は企業支配の意思はないことを表明していることから、割当予定先及びその保有方針は合理的であり、既存株主に対する大規模な希薄化が生じることを考慮しても、相当なものであると認めることができる。なお丁廣鎭氏は平成22年6月25日まで貴社代表取締役会長兼社長を就任していたが、同氏に貴社を支配する意思がないこと及び貴社が展開する新規事業の中心となるライセンス事業に関するアドバイスが見込めること等の理由により、貴社の元代表取締役に対して本新株式及び本新株予約権を割り当てることについて、その相当性は認められる。

既存株主への影響

本第三者割当増資は、既存株式の希薄化率が96.14%であり、既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。しかしながら、貴社が今回の第三者割当増資を行わなかった場合、現状の自己資本

比率及び継続的な営業赤字を鑑みると経営に支障をきたす可能性が高まる状態である。したがって希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当増資を行い、事業の譲受けにより新規事業を展開することは、今後貴社が継続的に営業黒字及びプラスの営業キャッシュ・フローを計上する体制を構築するのに必要な手段であると考えられる。その結果、本第三者割当増資は既存株式の価値を向上するために有効な手段であり、かつ、適正な手続きを踏んだうえで実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1.事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第10期)及び四半期報告書(第11期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年2月29日)までの間に生じた変更及び追加すべき事項はございません。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第10期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までに、以下の 臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成27年6月25日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成27年6月24日開催の当社第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

- (1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月24日
- (2) 当該決議事項の内容

議案 監査役1名選任の件

御子柴健治氏を監査役に選任するものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
議案	20,298	794	-	(注)	可決 96.22

- (注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成であります。
 - (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の 集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当 日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成27年7月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日 平成27年7月30日

(2) 当該事象の内容

当社の持分法適用関連会社である株式会社モール・オブ・ティーヴィーにおいて、平成27年1月30日に締結した編集権貸与契約を合意解除する旨の決議が平成27年7月30日開催の取締役会でなされ、翌31日付で契約が解除される予定であります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該解除に伴い、株式会社モール・オブ・ティーヴィーにおいて平成28年3月期に特別利益39百万円が計上され、当社の平成28年3月期第2四半期連結会計期間において持分法による投資利益が9百万円増加する見込みとなりました。また、当該契約の解除に伴う追加的な収益や費用の発生が見込まれますが、当該影響額につきましては客観的に見積もることができないため記載しておりません。

(平成28年2月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社連結子会社である株式会社エスコムは、平成28年2月29日開催の取締役会において、株式会社モール・オブ・ティーヴィーの出版事業の一部及び株式会社ジャック・メディア・キャピタルよりライセンス事業の一部を事業譲受するため事業譲渡契約を締結することを決議し、同日、事業譲渡契約を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第16号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

事業の譲受に関する事項

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名称	株式会社エスコム
住所	東京都港区赤坂六丁目15番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 嶺井 武則

(2) 当該事業の譲受け先の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容 株式会社モール・オブ・ティーヴィー

名称	株式会社モール・オブ・ティーヴィー			
住所	東京都港区赤坂六丁目15番11号			
代表者の氏名	代表取締役社長 米持 貴史			
資本金	100百万円			
事業の内容	雑誌、書籍等の販売			

株式会社ジャック・メディア・キャピタル

名称	株式会社ジャック・メディア・キャピタル		
住所	東京都豊島区東池袋三丁目7番1号		
代表者の氏名	代表取締役社長 丁 廣鎭		
資本金	50百万円		
事業の内容	通信販売業務、ライセンス関連業務		

(3) 当該事業の譲受けの目的

当社の連結子会社である株式会社エスコムは、教育コンサルティング事業を中心に活動をしておりますが、ここ数年顧客の拡大が思うように進んでおりません。

このような状況を踏まえ、新しい事業を模索している中で、別の連結子会社である株式会社ウエルネスにおいても相乗効果が期待できる新規事業を検討いたしました。

その結果、以前に当社持分法適用会社であった株式会社モール・オブ・ティーヴィーより、創刊14年で認知度のある女性誌「Soup.」の出版事業及び当該雑誌に関連する商標を保有する株式会社ジャック・メディア・キャピタルより、同誌に関連して「Soup.plus+」というブランドを全国展開しているライセンス事業を譲受けます。

それらの結果、出版やライセンスビジネス等の新規事業の展開だけではなく、理美容事業を展開している株式会社ウエルネス及び新しい販路を通じて、当該プランドを使用した化粧品等の物販を行うことにより、当社グループ全体の相乗効果が期待でき、当社グループ全体の企業価値が増大するものと考えられることから、事業譲受を決議いたしました。

(4) 当該事業の譲受けの契約の内容

事業譲受の内容

雑誌「Soup.」の出版に関しましては株式会社モール・オブ・ティーヴィーが、また商標

「Soup.plus+」を使用してのライセンスビジネスに関しては株式会社ジャック・メディア・キャピタルが現在行っており、両社より当該ビジネスに関して従業員を含め譲受けます。

譲受け資産及び負債の内容(平成27年12月31日時点)

株式会社モール・オブ・ティーヴィー

事業に関連する取引先を承継するため譲受ける資産および負債として、流動資産の内訳は売掛金及び 前渡金等であり、流動負債の内訳は買掛金であります。

13.100 m 13 m				
資産		負債		
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額	
流動資産	36百万円	流動負債	16百万円	
固定資産	-	固定負債	-	
合計	36百万円	合計	16百万円	

株式会社ジャック・メディア・キャピタル

事業に関連する取引先を承継するため譲受ける資産および負債として、流動資産の内訳は前渡金であり、流動負債の内訳は前受金であります。

資産		負債		
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額	
流動資産	0百万円	流動負債	1百万円	
固定資産	-	固定負債	-	
合計	0百万円	合計	1百万円	

譲受の価額及び決済方法

譲受価額:金100百円

(雑誌「Soup.」出版部門46百万円、ライセンスビジネス部門54百万円)

但し、事業譲受期日の評価額に変動が生じた場合、本事業譲受価額は変更することがありま

す。

決済方法:本事業譲受に係る資金は、第三者割当による新株式発行により調達することとしており、当

該第三者割当の払込履行を前提として本事業譲受を実施するものです。

算定根拠:本事業譲受に当たり、当社は第三者機関である櫻井公認会計士事務所(住所:東京都北区赤

羽南二丁目21番地1号)に事業価値算定を依頼し、算定方法として簿価純資産法及びDCF

方式を採用しました。

譲受けの日程

平成28年2月29日 取締役会決議

平成28年2月29日 事業譲受契約書締結 平成28年4月1日 事業譲受期日(予定)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	_	平成26年 4 月 1 日 平成27年 3 月31日	平成27年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第11期第3四半期)		平成27年10月 1 日 平成27年12月31日	平成28年2月5日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 ジェイ・エスコムホールディングス株式会社(E05543) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月19日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 法 木 右 近 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 若尾 典 邦 業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リス ク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する 内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見 積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度においてマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していたが、当連結会計年度においても、営業損失29,694千円及びマイナスの営業キャッシュ・フロー31,175千円を計上し、当連結会計年度末にマイナスの利益剰余金1,283,682千円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は当社(有価証券報告書提出会社)が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月19日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 法 木 右 近業務執行社員

指定社員 公認会計士 若尾典邦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度に当期純利益を計上し、当事業年度においても、当期純利益37,921千円を計上したが、本格的な業績の回復には至っておらず、依然としてマイナスの利益剰余金1,208,823千円を計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸 表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1.上記は、当社(有価証券報告書提出会社)が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月5日

ジェイ・エスコムホールディングス株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田中 大丸 業務執行社員

指定社員 公認会計士 若尾 典邦 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているジェイ・エスコムホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ジェイ・エスコムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上し、当第3四半期連結累計期間においても、営業損失15,553千円及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。